2001/6/16
輪読：足立　知之
吉野　慶一

OECD　EPR　Ch5 貿易と競争

Overview

5.1　イントロダクション *p1*
5.2　貿易問題 *p2*
5.2.1　実際の、または起こりうる「EPR の貿易における影響」と、「関連政策」
a）製品市場における貿易の影響
b）経済的手法
c）規制手段と materials requirement
5.2.2 リサイクル可能・中古原料市場における貿易の影響
5.3　EPR 政策と多国間貿易システム *p3*
5.3.1 (貿易をする相手国への、自国の EPR 政策の)透明性の説明と審議、技術的援助の必要性
5.3.2　非差別と他の WTO 問題
a) 非差別
b)　例外
5.3.3　貿易協定への技術的障壁
a) 同種の製品とは？
b) どの政策手段が WTO　によって扱われるのか？
5.3.4　WTO ルールの適用範囲
5.4　国際競争力問題　*p5*
5.4.1　製品市場での競争効果
5.4.2　原料市場とリサイクル可能で第 2 の原料市場で競争効果
a) 製品と原料の収集サービス
b) リサイクル可能または第 2 の原料市場の集中
5.5　貿易と競合問題　考慮すべき点のチェックリスト　*p6*

5.1　イントロダクション

この第 5 章では、EPR 政策を検討･実施するに当たり熟考しなければならない、2 つの重要なポイントを深く考察するものである。

その 2 つの重要なポイントとは、

①『EPR の実施により製品やリサイクル可能な原料市場に及ぼす影響、またこれに伴い、経済的効率と消費者の効用はどう変わってくるか。』

②『EPR 政策のための貿易と競争の法律の影響』

また EPR 政策の take‐back プログラムを始め、各経済的手法や直接規制など政策は多様にある。EPR 政策は、透明性を有し、差別的態度がなく、国際貿易において不要な障壁を作らないことで、WTO ルールに反しない一貫性を達成できる。

5.2　貿易問題

現在、世界的に製品市場が開かれているため、製品は自国内のみならず貿易を通して外国へ輸出され、また外国製品は自国に輸入される。

ところで、EPR 政策は消費者の使用済みの製品や容器、車や電化製品などを take‐back することが核である。

以上の 2 点を踏まえると EPR 政策の実施に当たり、EPR 政策が貿易に及ぼす影響を理解することが必要である。

⇒政策決定者は、EPR が貿易の妨げにならないよう熟考しなければならない。

なぜなら、貿易は社会的厚生水準を上げ、効率的であり、経済成長を促すからだ。また EPR は自由貿易に逆行する(保守的)と非難されるかもしれないが、本当にそうならないように、前述のように「透明性を有し、差別的態度がなく、国際貿易において不要な障壁を作らないことで、WTO ルールに反しない(自由貿易の阻害にならない)一貫性を達成する」よう配慮すべき。

5.2.1　実際の、または起こりうる「EPR の貿易における影響」と、「関連政策」

a) 製品市場における貿易の影響

ⅰ)　take‐back　requirement

take‐back　requirement は、生産者／小売業者に、消費者の使用済み製品を take‐back させ、リサイクルさせることは、製品のライフサイクルにおいて使用後段階にまで生産者の責任が及ぶという点で、EPR の醍醐味である。

しかし、貿易的観点から見ると、生産者／小売業者にとって、国境を越えて製品を回収する物理的負担と、その回収にかかるコストは負担が大きい。

小規模輸出業者や途上国の輸出業者にとっては、なおさら負担。

⇒物理的困難と経済効率の点から PRO などの協力機構がオプションに。

要は、輸出業者への影響は PRO の使い勝手と費用に依存するということ。

また輸入業者は,以下の 3 つの影響を懸念する。

ⅱ) information costs…EPR 規制の意義や影響、PRO 参加手続きなどを国際的に知らせ、助言・議論するのにかかる費用。

ⅲ) relatively high compliance cost… 輸入製品に課される、take－back 要求の高さ。(relatively とは「国内製品と比較して」ということ)

(ⅳ)low volume/ non‐standard　packaging or products…希少な製品・包装材やリサイクル基準に沿わない製品・包装材の存在。→ドイツの例

b) 経済的手法

- 特定の材料や製品を禁止する直接規制より、貿易を妨げにくいという点で比較的好ましい。
- デポジット－リファンドシステムや環境税などの経済的手法の、国際貿易における論点：国際競争力に影響するか。

c) 規制手段と materials requirement

- 特定製品の規制やリサイクル可能性を表示するラベリング義務などは、厳密には EPR 政策ではないが、製品管理政策の統一という点では EPR と関連する.
- materials requirement の例

5.2.2 リサイクル可能・中古原料市場における貿易の影響

- EPR がリサイクル可能原料市場に大きなインパクトを与え得る理由
  ⇒ERP 政策により、リサイクル可能原料の供給量が増えるだろうから。
- リサイクル処理可能量の限度の問題(←リサイクル処理可能量以上に製品が収集されたとき)
- 補助金の問題
- 危険廃棄物が国境を越えるとき…国内と海外の同意が必要。

5.3 EPR 政策と多国間貿易システム

《ここでのねらい》⇒国際貿易において、不必要な制限を避けるための重要な条件を述べる。
ＷＴＯの関連した側面を理解することが、EPR 政策下で起こる貿易問題を考える際、有効である。

5.3.1 (貿易をする相手国への、自国の EPR 政策の)透明性の説明と審議、技術的援助の必要性

包装物やリサイクルに関する規制により起こる貿易障壁の可能性をなくすためには、以下のものが必要だ。

① 貿易相手国と早めに意見・助言・審議などをするという consultation
② また、それがタイムリーかつ十分な情報に基づくものであるという transparency
③ 必要に応じて、特に相手国が途上国だった場合、規制に対して適応するのに必要な technical assistance

■WTO agreement
- ★GATT…輸入に影響を与える規制に関して迅速な広報を行うことを規定
- ★WTO に、可能な限り、その国の貿易政策が GATT のオペレーションに与える影響を報告

■TBT agreement

製品の特徴や、それに関する製造過程、製造方法について
- ☆technical regulations…義務的に従わせる。
- ☆standard…義務ではなく、自主性を重んじて従わせる。

✧ 貿易と環境に関する WTO 委員会は、貿易政策の透明性を追求してきた。
⇒成果を上げている。

この点から分かるように、WTO は、貿易相手国に政策を知らせたり、急な規制の変化に起因する貿易障壁が生じるのを防ぐのに貢献。

5.3.2 非差別と他の WTO 問題

a) 非差別
- WTO 締約国は下記の GATT 第 3 条にて、他の締約国の製品を「1.同種の国産品」「2.他の国からの同種の製品」より不利のない待遇をすることを承諾している。
- (国際競争上の)機会の効果的な平等を狙ったもの

BOX９ カナダとアメリカにおけるビール缶論争

事件の概要：カナダは国内や輸入の地方酒の缶に課税→アメリカ：異なる流通機構に基づく、環境税は違反

ガット第３条２項、４項(要旨)

２項：他の締約国に輸入されるものは、同種の国産品に直接または間接に課されるいかなる種類の、内国税もしくは他の内国課徴金を超える、内国税もしくは他の内国課徴金を直接または間接に課してはならない。さらに、前項に定める原則に反するその他の方法で、内国税その他の内国課徴金を輸入品または国内品に課してはならない。

４項：他の締約国に輸入されるものは、国内への販売、購入、輸送、分配や使用に関する全ての法、規制、用件に関する国内原産の同種の国産品への待遇よりも、不利でない待遇を与えることを確保する。

→税金や規制に対して、輸入品が同種の国内製品に比べて不利にならないよう規定。

b) 例外措置

ガット第20条(一般的例外)　(要旨)

この協定の規定は締約国が次のいずれかの措置を採用することはまたは実施することを妨げるものとして解して、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段とまたは国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

b：人、動物、または植物の生命または健康の保護の為に<u>必要</u>な措置

g：<u>有限天然資源</u>の保存に関する措置。ただし、<u>この措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る</u>

- 環境の保護を意図していることが明記されていない→PPM 問題へと発展
- OECD による b、g についての解釈

「必要」GATT と一貫している、あるいはより低度に一致しない代わりの処置がない場合

「有限な天然資源」生活と非生活の資源を含む

「この措置・・」規制の負担、保護の名のもとでの生産または有限天然資源の消費。その上での公平無私の用件

5.3.3　貿易協定への技術的障害

<u>TBT 協定</u>

- TBT 協定とは→貿易の技術的障害に関する協定。最初は WTO 締約国のよって 1979 年ウルグアイラウンドで受け入れられた、その後修正されている

目的：各国の技術的な基準や規格が事実上貿易の障害となるのを防ぐ

中央政府機関に関する TBT 協定第 2.1 条(抜粋)

2.1　加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産のおよび他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

2.2　加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的としてまたはこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定されまたは適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、とくに、国家の安全保障の必要、詐欺的な行為の防止及び<u>人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護または環境の保全</u>をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術または産品の意図された最終用途を含む。

● 貿易とのトレードオフを考えたうえで、環境保護の為の独自規制は認められる。
● GATT20 条との違い：環境保護が人の健康、安全と同格

PRO によって制定された「規格」(※PRO＝生産者責任組織：第３機関)

目的：政府が、中央政府の規格(＝TBT 合意)がこの規格を受け入れ従うことを確保し、また地方政府と非政府の規格(＝未だ作られません)がこの規格を受け入れ従うことを確保することを保証する全ての合理的処置をとること

内容：この規格の内容は、基本的に TBT 合意と同じ。つまり、1.不必要な国際貿易の障害は避ける　2.非差別　3.ISO への通知を含めた透明性　4.可能なかぎり早く現存している国際協定の国際標準となること。

※ もし PRO が非政府の規格を作るなら、上記内容に「適切な技術的援助の供給」加えられるだろう

5.3.4　WTO ルールの適用範囲

a) 同種の製品とは？

例　ビール缶はビールボトルと同種の製品か？

●最近の調査報告：缶はボトルは物理的性質は違うが、最終製品としては似ている＝同種の製品

意見１：2 つの容器は同じではない。環境の政策で差別的な待遇をするべき

意見 2：2 つの容器はその物質にかかわらず、処分される時は同じ環境の影響。差別はフェアではない

→国際貿易においてリサイクル製品の問題をどう扱うのかは明確なコンセンサスがない

● 現在輸入製品が同種の製品かどうかの決定は、基本的に議論が起こったときにケースバイケース

b) どの政策手段が WTO によって扱われるのか？

● 政策手段の例：税、内国税、国内への販売・購入・輸送・分配や使用に関する全ての法・規制・用件(前述のガット第３条２項、４項より)

●1947 年の GATT では明示的に「使用」段階を越えて製品を規制する政策手段を規定しない

●WTO は民間でなく政府によって取られた処置を適用、例えば小売業者の私的行動は認められない

●GATT/WTO は課税または課金は製品適用されることを想定

→スーパーファンド法（包括的環境対処・補償・責任法)・・避けるべき

5.4　競争問題

●競争は経済効果上昇のために必要、競合がないと経済効果は下がる

例：　処理費用の内部化による価格の上昇→経済効果上がる→次の競争政策分析は、規則あるいは他の手段を改善することによる、さらなる経済効果の増加の方法があるかどうか評価する

●競争政策は環境費用の内部化と、この目標を追求するのに用いられた手段が極端であるか、もしくは不必要でないか確保することを補助する。

●競争を生成する 2 つの EPR 政策→5.4.1 と 5.4.2

5.4.1　製品市場での競争効果

●EPR 政策は個々の生産者のテイクバックを重視→個々の生産者はより費用効果的に EPR を達成できる→しかし、個々の生産者がテイクバックシステムを構築することは非常に困難→第 3 機関である PRO の存在(責任が PRO に移動する)

●PRO が有害で、費用が高くなる可能性→PRO 政策が完全に平等であることが必要

●競争のため参入障壁がないことは非常に重要

→不当な規制で競争可能な市場を人工的に強いらないことも重要

→EPR では競争を制限することも必要

5.4.2　原料市場とリサイクル可能で第 2 次資源市場で競争効果

●EPR が市場に導入されたら、現在ある市場(例えばペットボトルのリサイクル業など)の回復システムは大きく影響を受けるだろう。その為に発生する競争問題

a) 製品と原料の収集サービス

PRO における、原料収集の下請けの競争

●会社の規模やシステムは競争に関係ないはず→実際は大きい会社有利の傾向

●市場が公平なら生産者、消費者の利潤は大きい

●市場の中での競争よりも、市場のための競争は結果として競争を生成するべき

●下請け契約は長くてはならない

●EPR は、より競争的、費用効果的な PRO 政策を含めて、十分な時間の中で公平な政策を考えるべき

b) リサイクルされたまたは第 2 次資源市場の集中

●PRO の原料売買収集契約

例　PRO が独占的に包装を収集したら？(PRO＝独占購買者)

収集業者への支払い：原料の競争価格よりも低く

リサイクル業者への販売：リサイクルされたまたは第 2 次資源市場の競争価格よりも高く

市場は混乱するだろう→結局独占を防ぐために参入規制は必要

PRO は市場の力を乱用すべきではない。

●市場の利益が最大化になるように、供給超過にならないように貿易することが重要

供給超過は結果として世界のごみの増加を引き起こす

5.5　貿易と競合問題　考慮すべき点のチェックリスト

貿易

1　輸入業者が提案された EPR 政策について相談機構そして／あるいはインフォメーションセッションに参加する機会があるか？

2　提案された EPR 政策についての情報が貿易連合に広められて、そして WTO に知らせられたか？

3　生産者、特に発展途上国の輸入業者を含めての輸入業者、が順調に新しいシステムに順応する適切な時間があるだろうか？

4　発展途上国の輸入業者への専門的な援助を供給する必要があるか？

5　第２の物質的な市場への重要な中断が予想されることができるか？　そしておそらく先を見通す行動を通して避けられることができた取引相手のために､問題がある可能性は高いか？　集められた材料の備蓄を処分するための輸出補助金は WTO の下で非合法であり得る。

6　どのように EPR プログラムが、国際的であるか、あるいは地域の合意によって無駄であると分類された第２の材料の動きを管理している人たちのような、既存の立法の必要条件と調和するだろうか？

7　法律は製品の起源の国に関係する非差別 の EPR システムを設立しているか？　非差別のこの基本的な WTO 必要条件は国家の待遇ともっとも望ましい国際待遇を含む。　輸入されたプロダクトに対しての立法上の、de facto の差別が WTO の下で異議を唱えられることができた。
8　EPR 計画の運営は不必要な貿易の障壁を作るために示されることができるか？　目標を達成するために必要以上の貿易制限の法案があるか？　もしそうなら、それは反対して影響を受けたグループからの WTO の下の異議に被害を受けやすいかもしれない。
9　EPR 計画がリサイクルされた、製品が輸入されるか、あるいは販売のために申し出られるために満たさなくてはならない内容あるいはプロセスあるいは生産方法を明示するか？

競争

1　一般的に、製品の収集、回復そして再使用のより競争的な市場は、より低い費用とこれらのサービスのより高い生産をもたらすだろう。独占を作ることを避けることは重要、次の消費者の原料市場を通して、非常に重要である。
2　EPR 政策は、共同で協力するべき会社が個別の責任を果たすより強い誘因を作る。　政策市場は共同の特定の形式を規定しようと努める規定する条項を含めた､効率的な共同の人工的な規定された障壁な削除しようと努めた。
3　可能である場合は、競合当局は、代替の EPR アプローチの競合と消費者の上にありそうな影響の上のアドバイスに、EPR への選択肢と同様、 ― 供給するために ERP の政策立案のプロセスに含められるべきである。 共同が EPR 目的に必要でかどうか、そして、どのように EPR の目標が、政策道具あるいは消費者に不必要な害を作っている次の私的な行為なしで達されることができるかについて、それらの分析の焦点を合わせるべきか、ある程度考察ください。競合当局は同様にフリーライダーの問題の分析の有用な源であるかもしれない。
4　PRO による公平で透明な価格は重要である。競合の法律の施行は、EPR 機構は処分サービスあるいは製品市場で､「不公平に」価格を上昇させる非競争的な行為のため、EPR システムが伝達手段として用いられないことを保証することにおいて、重要な役割を演ずることができる。
5　PRO サービスの市場の競合は、ひとつ以上の PRO を認めることを通じて、あるいは、個別の収集機構を認めることを通じて重要である。たとえ、随時市場にただアクターが一つだとしても、もし参入に全く障害がなかったとしても、競合の結果はまだ達成されることができる。
6　同様に、PRO は競合の基礎である収集・リサイクルサービスを下請けに出すべきです。契約は過度に長くてはならない。競売はオープンで競争的、そして、公平であるべきである。
7　PRO はそれらが独占価格もしくは反競合の実行を通して持っているかもしれない、市場力を乱用すべきではない。
8　原料収集の国際的な“ごみの投げ捨て”は公平でない競合を引き起こし、輸入国のリサイクルの効果の土台を壊すことができ、そして、ごみを投げ捨てない行動の為のケースを引き起こすかも知れない。

References

山口光恒「地球環境問題と企業」(岩波書店、2000 年)　*p259-262,269-273,286-287*
山口研究会　期生レジュメ「EPR ch5」(　年　月)
山口研究会 5 期生西岡・廣江レジュメ「IPCC ch6」(2001 年 5 月)
山口研究会 6 期生新井・中野レジュメ「EPR ch4」(2001 年 6 月)